



控訴院檢事局書記規則

司法省總第二三號訓令附錄

S.C.

2435



114
A2567



目錄

第一節 通則

第一條 書記課組織

第二條 職務總則

第三條 到來書類

第四條 記錄ノ調製、記錄號

第五條 日記、事務番號

第六條 記錄帳簿

第七條 庶務記錄帳簿

第八條 書類ノ差出及其取扱、定期簿

第九條 命令ノ實行

第十條 執達吏ト事務交通、執達委任簿

第二節 民事

大正十一年四月

第十一條 檢事關係控訴事件簿

第三節 刑事

第十二條 內部事務ノ區域

第十三條 刑事控訴事件簿

第十四條 刑事上告事件簿

第四節 附則

第十五條 第十六條 附則

控訴院檢事局書記規則

第一節 通則

第一條 控訴院檢事局ニ書記課ヲ設ク(裁判所構成法第八條)書

記課ハ必要アルニ從ヒ之ヲ數部ニ分ツコト

ヲ得

書記ハ互ニ代理ヲ爲シ又事務繁多ナルトキ

ハ相補助スヘシ

書記課ニ雇員ヲ置キタルトキハ淨書、謄寫及

記録編綴ニ從事セシメ其他書記ノ事務ヲ補

助セシムルコトヲ得

第二條 書記ハ調書、文書(檢事ノ命ニ依リ起草スル文書)及謄本ヲ作り

罰金、科料、過料、訴訟費用、沒收物品及追徴金ノ

徴收ヲ爲シ記録及書類ノ整頓保存ヲ掌リ帳

簿及表ヲ作り其他事務取扱上必要ナル事務ニ服スヘシ

監督書記ハ主トシテ司法行政ニ係ル事務ヲ執リ且統計ニ係ル事務ヲ總括スヘシ

監督書記差支ノ場合ニ於テハ検事長ノ指定シタル書記其職務ヲ行フ

第三條 到來ノ封書検事局宛ノモノハ検事長之ヲ開披シ書記課宛ノモノハ書記之ヲ開披ス

書類ヲ受付クルトキハ書記其外面ノ見易キ所ニ年月日ヲ記入シ附屬ノ文書アルトキハ其數ヲ附記スヘシ

第四條 同一ノ民事、刑事ノ事件ニ關スル書類

ニ付キ記録ヲ作ル又同種ノ事件ニ關スル書類ハ類聚記録又ハ庶務記録ト爲スコトヲ得

各記録ニハ記録號ヲ附ス庶務記録ノ記録號ハ庶務記録帳簿ノ節ノ數字及其番號ヲ以テ之ヲ作ル(例ヘハ第壹節ノイノ一號ナレハ「壹イ一」ト記スルノ類ノ如シ)其他ノ記録ノ記録號ハ各事件簿ノ符號文字及進行番號ニ事務年度ノ年數ヲ加ヘ之ヲ作ル(例ヘハ「二三」をノ一六「ト記スルノ類ノ如シ)

記録ハ每葉丁數ヲ附ス其表紙ハ厚紙ヲ用ユヘシ検事長ハ事件ノ種類ニ付定式ノ表紙ヲ用ヒサルコトヲ定メ且通常ノ紙ノ表紙ヲ用ユルコトヲ定ムルヲ得

表紙ニハ檢事局及事件ノ名民事ノ原被告人
 又ハ刑事ノ被告人ノ氏名并ニ記録號ヲ記ス
 ヘシ記録號ハ下級裁判所ヨリ差出シタル記
 録ニモ亦之ヲ記ス(第十三條第十四條參看)勾
 留事件ハ勾留事件タルコト其他特別ニ至急
 ヲ要スル事件ハ至急事件タルコトヲ記スヘ
 シ
 記録ヲ既済トシテ藏置スルコトハ事件終局
 ノトキ檢事ノ命令ニ從ヒ之ヲ爲ス
 記録ノ表紙ニハ既済トシテ藏置スル年度及
 保存ノ終ル年ヲ記スヘシ
 刑事ニ付控訴審及抗告審ニ於テ成立チタル
 書類ハ別ニ命令ナキトキハ第一審ノ記録ニ

日
 第一號
 事務番號
 記

併合ス
 類聚記録ハ一年間ヲ一冊又ハ數冊ニ編綴シ
 其表紙ニハ單ニ事件ノ名、既済トシテ藏置ス
 ル年度及保存ノ終ル年ヲ記スルコトヲ得
 第五條 書類ノ受授ヲ明ラカニスル爲書式第
 一號ニ從ヒ日記ヲ作ル此日記ハ如何ナル書
 類ノ到來シ如何ナル記録ニ附シ如何ナル官
 廳ニ遞付シタルヤヲ證明スル爲ニ設ク
 總テノ書類ハ之ヲ登記ス但送達證書ハ命令
 ノ記載ヲ要スルトキノミ之ヲ登記ス附屬書
 類ハ特別ノ必要アルトキ又ハ錯誤ヲ防クニ
 必要ナルトキノミ或ル書類ニ附屬スルモノ
 ナルコトヲ記ス(例ヘハ五六ニト記シ五十六

號書類ニ附屬ノ旨ヲ示スノ類ノ如シ
 記録號ト日記番號トヲ併記シ事務番號ト爲
 ス事務番號ハ各書類ノ第一丁ノ左ニ附ス
 日記ノ登記ハ到來ノ日之ヲ爲スコトヲ要ス
 書類到來ノ日主務書記ノ手ニ達セサルトキ
 ハ第二欄ニ兩日ヲ記スヘシ
 記録ノ初メニハ番號目錄紙ヲ附スヘシ目錄
 紙ニハ年度ヲ題記シ次ニ日記ノ番號ヲ順次
 ニ記スヘシ處分濟ノ書類ヲ記録ニ綴込又ハ
 之ヲ他ニ遞付スルトキハ目錄ノ番號ヲ抹消
 シ且書類ヲ他ニ遞付スル場合ニ於テハ其遞
 付先ヲ記スヘシ
 第八欄ハ同欄ニ記シタル事務ノ一年間ノ數

記録帳簿

ヲ容易ニ知り得ル爲ニ設ク
 書類書記課ニ在ル間ハ其取扱手續ニ付證明
 ヲ要セス第九欄ハ書記課ヨリ他ニ遞付スル
 トキノミ之ヲ用ユ
 第六條 記録ハ帳簿(即チ事件簿)ニ登記シ且其
 登記ノ順序ニ從ヒ之ヲ保存ス
 帳簿ハ一年一冊ト爲スヲ例トス然レモ事務
 年度終リタル後前年度分ト合綴スルハ便宜
 ニ任ス
 一年間帳簿記載シタル結果ハ年末ニ至リ集
 合シテ事務一覽表ニ掲クヘシ新タニ調製ス
 ル帳簿ニ記録ヲ移記スルコトハ(此場合ニハ
 從來ノ記録號ヲ附スヘシ)第三年ノ初メニ於

テ尙ホ未済ナルトキニ限り之ヲ爲ス前年ノ帳簿ニ月日ヲ記入スルトキハ其記入ノ年ヲ附記スヘシ

記録ノ終局遞付ハ記録帳簿ニ記スヘシ

第七條 庶務記録ノ帳簿ハ書式第二號ニ從ヒ之ヲ作ル庶務記録帳簿ハ事件ノ種類ニ從ヒ數節ニ分チ之ヲ記ス庶務記録トハ司法ノ行政及監督事務ニ屬スル記録其他特別ノ規定ニ係ル帳簿ニ載スヘカラサル一切ノ記録ヲ謂フ

第八條 到來書類ハ記録又ハ關係書類ヲ添附シ檢事命令ヲナス爲差出スヘシ送達證書ハ命令ノ記載ヲ要スルトキ又ハ書記其職務上

ノ調査ニ依リ正式ノ送達ナカリシコトヲ見出シタルトキノミ之ヲ差出スヘシ

事務取扱中ノ書類ハ事務取扱上經過ノ程度ニ從ヒ之ヲ區別ス例ヘハ

一 事務番號ヲ附スヘキ書類(新事件)

二 檢事命令ヲナス爲ニ差出スヘキ書類

三 寫字生、執達吏等ニ交付スヘキ書類

四 既済ノ書類

事務取扱中ノ書類ニハ之ニ屬スル記録又ハ關係書類ヲ添附ス特別ノ原因殊ニ記録及其附屬書類ノ大部ナル爲ニ分離ヲ要スルトキハ之ヲ合併スルヲ得ルニ至ル迄各別ニ之ヲ保存ス

書棚并ニ書類入ノ外ニハ現ニ取扱中ノ事務	ニ屬スル記録及書類ニ限リ之ヲ置クコトヲ	得	期日及期間ハ書式第三號ニ從ヒ作ルヘキ定	期簿ニ書記之ヲ掲クヘシ進行番號ハ登記ヲ	爲ス日毎ニ數字ノ一ヲ以テ始ム	記録ハ檢事ヨリ別ニ命令ナキトキハ期日ヨ	リ二十四時間前ニ差出スヘシ	記録ヲ檢事ニ差出シタルトキハ進行番號ヲ	抹消シ之ヲ表示スヘシ	第九條 檢事ヨリ起草ヲ命セラレタル文書ハ	解シ易キ官用ノ文章ヲ以テ之ヲ記シ其文書	ニハ事件ノ標目及事務番號ヲ附記シ且欄外
---------------------	---------------------	---	---------------------	---------------------	----------------	---------------------	---------------	---------------------	------------	----------------------	---------------------	---------------------

ニ取扱ノ種類(例ヘハ郵便ニ付スル送達郵便	ニ依ル送達書留郵便、執達吏ニ依ル送達無手	數料送達、送付等)ヲ記シ之ニ從ヒ淨書及謄本	ヲ作ル此場合ニ於テ執達吏ハ其受取ルヘキ	書類ニ依リ何人ノ委任ニ依リ何人ニ送達ス	ヘキカ又如何ナル手續ニ依リ送達スヘキカ	又至急ヲ要スルヤ否ヲ知ルヘキモノトス右	ニ付書記ハ書類ニ必要ナル附記ヲ爲スヘシ	送達及交付ノ種類ハ略語ヲ以テ記スルコト	ヲ得	官廳ヘノ回答書ニハ其官廳ノ事務番號ヲ記	スヘシ書式ヲ用ユヘキトキ之ヲ命令ニ掲ケ	サルトキハ書記其書式ヲ記スルコトヲ要ス
----------------------	----------------------	-----------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----	---------------------	---------------------	---------------------

(例へハ書式二五ニト記シ書式第二十五號ニ
從フヘキコトヲ示スノ類ノ如シ)

書記ハ檢事ノ署名スヘキ書面ニ檢印シテ誤
謬ナキコトヲ證スヘシ

書記ハ遲滯ノ恐アルトキ又ハ費用ヲ節減シ
得ヘキトキハ郵便ニ依リ送達ヲ爲サシムヘ

キモノトス(民事訴訟法第三百三十六條第三項
第四項刑事訴訟法第十九條)但特ニ執達吏ノ

送達ヲ要スヘシト思料スルモノハ此限ニ在
ラス

送達證書ヲ要セサル送達法律ノ規程ニ係
ハラサル送達ハ郵便ヲ以
テ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ廷丁ヲシテ

郵送シタルコトヲ證セシムヘシ

裁判所揭示板ニ貼附スヘキ書類ハ揭示簿ヲ
掌トル書記ニ交付スヘシ

第十條 書記ト執達吏トノ委任授受ハ可成口
頭ニテ之ヲ爲スヘシ

直チニ執行スヘキ委任ハ執達吏ニ送付ス其
他ノ委任ハ閉鎖スヘキ書函ニ書類ヲ差入ル

、ヲ以テ之ヲ爲ス書函ノ鍵ハ書記執達吏各
一箇ヲ持ツモノトス

書函ハ委任ニ關スル書類ヲ差入ル、爲書記
課中ニ之ヲ設ク

書記ハ委任ニ關スル書類ヲ書函ニ差入ル、
トキ相當ノ區別ヲ爲シ置ク可シ(例へハ送達

送付、特別ノ官ノ委任ノ類ノ如シ)

執達吏ハ定マリタル時間ニ書記課ニ出頭シ
 且求アリタルトキハ委任ノ取扱ニ付細報ヲ
 爲シ新委任ニ付遺漏不完全ノコトアルトキ
 ハ質問ヲ爲スヘシ
 書記ト執達吏トノ委任授受ニ付テハ書面ヲ
 以テ證スルヲ要セス若シ之ヲ必要トスルト
 キハ書式第四號ニ從ヒ執達委任簿ヲ作ルヘ
 シ
 委任授受ニ委任簿ヲ用ユルトキハ委任書類
 ニ其帳簿ヲ添ヘ書函ニ差入ルヘシ
 第二節 民事
 第十一條 檢事關係控訴事件ノ帳簿ハ書式第
 五號ニ從ヒ之ヲ作ル

第三節 刑事
 第十二條 記録ノ調製及保存、刑事ニ於ケル記
 録帳簿ノ取扱ハ控訴院書記規則ニ於テ裁判
 所書記ノ主掌ニ屬セサルモノハ檢事局書記
 之ヲ爲ス
 書記ハ記録ノ差出ニ付裁判所ノ命令ニ從フ
 ヘシ
 下級裁判所檢事局檢事ニ付テノ抗告ノ取扱
 ハ檢事局書記課ニ屬ス之ニ關スル記録ノ調
 製ハ檢事長ノ命令ニ從フ
 第十三條 刑事控訴事件ノ帳簿ハ書式第六號
 ニ從ヒ之ヲ作ル第一欄乃至第五欄ハ記録到
 來ノトキ直チニ之ヲ記シ第六第七第八ノ三

欄ハ控訴審終局ノ後之ヲ記ス
終局ノ種類ヲ證明スヘキ欄ハ(第六欄ノ「イ」「ロ」
「ハ」地方裁判所ノ記録號ニ用ヒタル文字(第二
欄「ロ」ヲ記入スルヲ以テ之ヲ爲シ欄ハ唯一ノ
ミヲ用ユ控訴審ニ於テ判決ナク手續終局シ
タルトキハ(刑事訴訟法第二百四十六條)第六
欄ノ「イ」「ロ」ヲ用ヒス
判決ノ要旨ハ解スヘキ略語ヲ以テ帳簿ニ記
スルコトヲ得
第十四條 刑事上告事件ノ帳簿ハ書式第七號
ニ從ヒ之ヲ作ル
第一欄乃至第六欄ハ記録到來ノトキ直ニ之
ヲ記シ第七欄乃至第九欄ハ上告審終局ノ後

之ヲ記ス判決ノ要旨ハ解スヘキ略語ヲ以テ
帳簿ニ記スルコトヲ得
第七欄ハ區裁判所ノ記録號ニ用ヒタル文字
ヲ記入スルヲ以テ之ヲ爲シ裁判ノ月日ノ欄
ヲ除ク外一ノ小欄ノミヲ用ユ第七欄ノ「ハ」ニ
ハ控訴判決ノ一分ヲ破毀セラレタルモノモ
記入ス
第八欄ニハ事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナ
ク自ラ判決シタルトキノミ其要旨ヲ記入ス
非常上告ニ係ルモノハ備考ノ欄ニ之ヲ表示
スヘシ
記録ノ遞付ト共ニ上告審ハ終局ス事件ヲ移
サレタル裁判所ノ判決ニ付更ニ上告アリタ

ルトキハ新事件トシテ之ヲ帳簿ニ登記ス

第四節 附則

第十五條 刑事ノ統計表調製及領置物品保管

金歲入金ノ取扱ニ付テハ現行ノ規則又ハ後

來定ムル所ノ特別ノ規則ニ從フヘシ

第十六條 從前ノ規則ニ從ヒ終局スヘキ事件

ニ付テハ帳簿ノ記載其他書記ノ事務ニ付テ

ノ現行ノ規則ニ從フヘシ但本規則第十二條

及控訴院書記規則第廿四條ニ掲ケタル裁判

所書記及檢事局書記ノ事務區域ニ關スル規

程ハ之ヲ斟酌シテ適用スヘキモノトス若シ

事務區域ニ付疑アルトキハ控訴院長及檢事

長之ヲ協議規定スヘキモノトス

書式目録

番 號	規 則ノ 箇 條	名	稱	文 符	字 號
一	五	日 記			
二	七	庶 務 記 録 帳 簿			
三	八	定 期 簿			
四	一〇	執 達 委 任 簿			
五	二	檢 事 關 係 控 訴 事 件 簿		る	
六	三	刑 事 控 訴 事 件 簿		を	
七	四	刑 事 上 告 事 件 簿		わ	

庶務記錄帳簿

明治何年

某控訴院
檢事局

第二號(規則第七條)

			一	號番行進年每
			二	日月ノ來到類書
			三	號錄記
			四	ノ 差 氏 出 各 人
			五	大ノ書 要 面
			六	氏ノ事檢
			七	日月ノ令命
			イ	モ下ニ直申員每 ノタルシ却チ數年 進 行 ノ
			ロ	モシニ管直立 ノタル送轄チニ ハ 達ノ事復 進件件權
			イ	先 記其後ノ處分ノ爲
			九	
			ロ	日 月
			十	タル月日 記錄ニ附シ

令ノ類聚

壹ノ法律命令

			一	號	番
			二	度	年
			三	記録ノ名稱	
			四	數	冊
			五	年度	既濟
			六	終ル年	保存ノ
			七	備考	

ノモルス關ニ通交

務事ノト廳官他 口ノ貳

			一	號	番
			二	度	年
			三	記 錄 ノ 名 稱	
			四	數	冊
			五	年 度	既 濟
			六	ル 年	ノ 終 保 存
			七	備 考	

			一	號	番
			二	度	年
			三	記 錄 ノ 名 稱	
			四	數	冊
			五	年 度	既 濟
			六	ル ノ 年 終	保 存
			七	備 考	

定 期 簿

明 治 何 年

第 三 號 (規 則 第 八 條)

某 控 訴 院 檢 事 局

執達委任簿

明治何年

某控訴院
檢事局

第四號(規則第十條)

			一	號番行進	期
			二	號錄記	
			三	號番ノ記日	
			四	標ノ事 目件	日
			五	刻時ノ日期	
			六	檢テ期 事ノ日 氏主ニ 任付	
			七	備ノス終 考番ル局 號日ヲ 及記證	期
			八	號番行進	
			九	號錄記	
			十	番類ルシ命 號ノ書タ記令 日ノ月命令	間
			十一	標ノ事 目件	
			十二	號書又終 類ハ局 ノ取書 番扱類	
			十三	備考	

を

刑事控訴事件簿

明治何年

某控訴院
檢事局

第六號(規則第十三條)

			一	號 番 行 進 年 每	
			イ 二	名	地方裁判所
			ロ	號 錄 記	
			イ 三	原 告 人	氏名身分職業住所又ハ現在地
			ロ	被 告 人	
			四	的 ノ 訴 物 目 訟	
			五	ル 起 控 者 シ 訴 タ ヲ	
			イ 六	決 判	控訴審ニ於テ 終局ノ月日
			ロ	決 判 無	
			七	旨 要 ノ 決 判	
			イ 八	度 年 濟 既	記 録
			ロ	年 ル 終 ノ 存 保	
			九	備 考	

			一	號 番 行 進 年 每
			二	號 錄 記 所 判 裁 區
			イ 三	名 地方裁判所
			ロ	
			四	號 錄 記 被 告 人 ノ 氏 名 身 分 職 業 住 所 又 ハ 現 在 地
			イ 五	日 月 控 訴 判 決 旨 要
			ロ	
			六	ル 起 上 者 シ 告 タ ヲ
			イ 七	上 告 審 ニ 於 ケル 終 局 日 月 ノ 判 裁 決 判 無 毀 ノ 判 控 訴 却 破 決 上 告 ノ 棄 却
			ハ	
			ニ	
			八	ノ 要 旨 ノ 名 及 判 決 タル 裁 判 所 事 件 フ 移 シ
			九	日 月 ノ 付 遞 錄 記
			十	備 考

